

令和2年4月13日

## 郵送受付の開始について(臨時措置)

新型コロナウイルス感染症対策の政府による緊急事態宣言を受け、下記の届出等の郵送での受付を開始します。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、庁舎窓口での受付もこれまで通りおこないます。

### 記

#### 1. 該当届出等

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)における

- ・第10条に定める届出(民間工事)
- ・第42条に定める報告

#### 2. 届出方法 郵送(下記連絡先まで)又は庁舎窓口

#### 3. 適用期間 当面の間

(取り扱いを終了する時期については、改めてお知らせします)

#### 4. 留意事項

- ・書類に不備があれば、再提出が必要となりますので、誤記、記入漏れがないようによく確認の上、送付してください。また訂正等は工事着手日までに済ませてください。
- ・届出日は、書類が建設リサイクル係に到着した日になります。届出は工事着手の7日前までになっていますので、ご注意ください。
- ・届出日の連絡は行っていませんので、必要な場合は下記問い合わせ先まで電話またはメールでご確認ください。
- ・副本の返却(届出済シール発行)のため、返信用封筒(宛先を記載し、郵送に必要な料金分の切手を貼付したものを)を同封してください。

#### 5. 届出書提出先・問い合わせ先

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階

神戸市建築住宅局建築指導部建築調整課建設リサイクル係

Tel : 078 - 595 - 6549 Fax : 078 - 595 - 6663

e-mail : kensetsu\_recycle@office.city.kobe.lg.jp